

福岡県医発第520号(地)
平成20年5月27日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

「介護サービス情報の公表」制度の施行通知の送付について

介護サービス情報の公表制度につきましては、平成18年4月より施行されており、平成20年度においては、従来のサービスに加え、介護予防サービスや短期入所生活介護等の18種類のサービスが追加施行されることとなり、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（平成20年厚生労働省令第69号）が施行され、厚生労働省より関連の一部改正通知が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

なお、当該改正と併せ、介護保険法施行規則第140条の4第2項に規定する介護サービスの種類ごとに厚生労働大臣が定める基準において、調査員養成研修の講義に係る取扱いにつきましても、一部改正がありましたので、ご連絡申し上げます。

本通知につきましては、下記のとおりであり、福岡県医師会のホームページ上に掲載しております。

記

1. 介護保険法施行規則の一部改正について（介護サービス情報の公表）
2. 「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について（平成20. 4. 17 老振発第0417001号 厚生労働省老健局振興課長通知）
3. 官報（平成20年3月31日（号外第68号））
4. 介護保険法施行規則第百四十条の四十一第二項の厚生労働大臣が定める基準の一部改正について（調査員養成研修の講義に係る取扱い）

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
介護保険副担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉



(介 9)

平成 20 年 5 月 12 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司



「介護サービス情報の公表」制度の施行通知の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護サービス情報の公表制度については、平成 18 年 4 月より施行されており、平成 20 年度においては、従来のサービスに加え、介護予防サービスや短期入所生活介護等の 18 種類のサービスが追加施行されることとなり、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（平成 20 年厚生労働省令第 69 号）が施行され、厚生労働省より関連の一部改正通知が発出されました。

今般、本会においても、当該改正通知を入手いたしましたのでご送付申し上げます。

なお、当該改正と併せ、介護保険法施行規則第 140 条の 41 第 2 項に規定する介護サービスの種類ごとに厚生労働大臣が定める基準において、調査員養成研修の講義に係る取扱いについて一部改正がありましたので、ご参考までに送付資料の参考欄に添付しております。

敬 具

記

(資料)

- ・「介護サービス情報の公表」制度に関する施行通知

1 部

以上

